**平成２５年（フ）第７７号**
栃木県那須塩原市寺子2165番地10、前住所岐阜県瑞穂市別府587番地１
債務者　堀　　清美
１　決定年月日時　平成25年12月27日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月６日まで
５　免責審尋期日　平成26年３月６日午前10時30分
　　宇都宮地方裁判所大田原支部

**平成２５年（フ）第７９号**
栃木県那須塩原市豊浦74番地　市営若松団地5011号
債務者　津田　　恵（旧姓髙村）
１　決定年月日時　平成25年12月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月６日まで
５　免責審尋期日　平成26年３月６日午前10時
　　宇都宮地方裁判所大田原支部

**平成２５年（フ）第６４３号**
静岡市清水区馬走８番45号　ヴィラ堀池Ａ―102号
債務者　菅野　望美
１　決定年月日時　平成25年12月27日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月６日まで
５　免責審尋期日　平成26年３月７日午前10時
　　静岡地方裁判所民事第２部

**平成２５年（フ）第６００号**
静岡県御前崎市池新田2961番地の５
債務者　白須　英雄
１　決定年月日時　平成25年12月27日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月７日まで
５　免責審尋期日　平成26年３月７日午前11時
　　静岡地方裁判所浜松支部破産係

**平成２５年（フ）第６２２号**
静岡県浜松市中区高丘北１丁目40番６号
債務者　福井規予子
１　決定年月日時　平成25年12月27日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月７日まで
５　免責審尋期日　平成26年３月７日午前11時
　　静岡地方裁判所浜松支部破産係

**平成２５年（フ）第１３８号**
長崎県佐世保市光月町３番２号　302号、旧住所長崎市鍛冶屋町５番68―1001号
債務者　鹿ノ子和男
１　決定年月日時　平成25年12月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月７日まで
５　免責審尋期日　平成26年３月７日午後３時
　　長崎地方裁判所佐世保支部破産係

**平成２５年（フ）第６７５号**
静岡県焼津市小屋敷145番地の１　フォンテーヌＪ　Ａ202、旧住所静岡県焼津市中島933番地の５
債務者　青島ルミ子
１　決定年月日時　平成25年12月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで
５　免責審尋期日　平成26年３月11日午後１時30分
　　静岡地方裁判所民事第２部

**平成２５年（フ）第１４１１１号**
東京都東村山市野口町３丁目38―20―103
債務者　寺林美弥子
１　決定年月日時　平成25年12月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
５　免責審尋期日　平成26年３月11日午前10時
　　東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第１４１３７号**
東京都昭島市宮沢町３丁目６―23
債務者　成田　大門
１　決定年月日時　平成25年12月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
５　免責審尋期日　平成26年３月11日午前10時30分
　　東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第１４１５２号**
埼玉県草加市松江１丁目19―17―15
債務者　椎名　正子
１　決定年月日時　平成25年12月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
５　免責審尋期日　平成26年３月11日午前10時
　　東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第１４１５７号**
東京都町田市金森７丁目19―６―304
債務者　原村　直美
１　決定年月日時　平成25年12月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
５　免責審尋期日　平成26年３月11日午前10時30分
　　東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第２２３号**
北海道帯広市西11条南２丁目12番地８　コーポカネマツ303号室
債務者　佐藤　厚也
１　決定年月日時　平成25年12月27日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月13日まで
５　免責審尋期日　平成26年３月20日午後２時
　　釧路地方裁判所帯広支部破産係

**平成２５年（フ）第２２４号**
北海道中川郡幕別町札内泉町73番地の２
債務者　蛸嶋あかね
１　決定年月日時　平成25年12月27日午後３時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月13日まで
５　免責審尋期日　平成26年３月20日午後２時
　　釧路地方裁判所帯広支部破産係

**平成２５年（フ）第２２５号**
北海道帯広市西３条南21丁目16番地１　コーポタイヨウ211号
債務者　池田　　潤
１　決定年月日時　平成25年12月27日午後３時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月13日まで
５　免責審尋期日　平成26年３月20日午後２時
　　釧路地方裁判所帯広支部破産係

**平成２５年（フ）第５７０号**
静岡県焼津市中港１丁目７番32号
債務者　瀧本加名丸
１　決定年月日時　平成25年12月27日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月13日まで
５　免責審尋期日　平成26年３月14日午前11時45分
　　静岡地方裁判所民事第２部